

令和6年（2024年）12月26日

第78回（令和6年度第2回）
札幌市情報公開・個人情報保護審議会審議資料

【諮問第150号】市長（保健福祉局総務部調整担当課）

令和6年度札幌市定額減税補足給付金（調整給付）の支給に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

札幌市情報公開・個人情報保護審議会

諮 問 書

札幌地第 409 号

令和 6 年（2024 年）11 月 27 日

札幌市情報公開・個人情報保護審議会

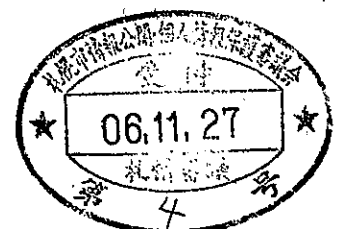
会 長 米 田 雅 宏 様

札幌市長 秋 元 克 広

下記の件につきまして、札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 16 年条例第 36 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき諮問いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

記

令和 6 年度札幌市定額減税補足給付金（調整給付）の支給に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について



諮問第 150 号

保健福祉局総務部調整担当課

第 1 諮問について

1 諮問事項等

(1) 諮問事項

令和 6 年度札幌市定額減税補足給付金（調整給付）（以下「給付金」という。）の支給に関する事務（以下「給付金事務」という。）における特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）の第三者点検（以下「第三者点検」という。）について

(2) 諮問の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）では、個人番号（マイナンバー）が記録された個人情報ファイル（※ 1）を「特定個人情報ファイル」と定義しており、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）では、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものと規定されている。

給付金事務において、特定個人情報そのものを直接取り扱うことはないものの、給付金の支給に当たり、情報提供ネットワークシステムを用いて公金受取口座を照会する過程の中で団体内統合宛名番号（※ 2）を機関別符号（※ 3）に変換していることが、特定個人情報ファイルを保有する状況に該当するものとして、第三者点検をお願いしたい。

なお、特定個人情報保護評価に関する規則第 9 条第 2 項において、災害その他やむを得ない事由により、緊急に特定個人情報ファイルを保有する必要がある場合は、特定個人情報ファイルを保有した後、速やかに特定個人情報保護評価を実施することと規定されており、本件は、支給対象者の確定から給付金の支給スケジュールが非常に短期間であったことから、事後的に第三者点検を実施することが認められるものと考えている。

※ 1 個人情報ファイル…個人情報を含む情報の集合物で、特定の個人情報を、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの等のこと。

※ 2 団体内統合宛名番号…自治体において対象者を一意に識別する番号。主に情報提供ネットワークシステムにおいて、国への照会や自治体間での照会を行う際に使用する。

※ 3 機関別符号…情報提供ネットワークシステムを通じて情報連携する際に、安全性確保の観点から個人番号に代わって用いられる、情報保有機関ごとに振り出される数値や文字列のこと。情報提供ネットワークシステム及び情報保有機関において情報連携を行う際の個人の識別子となる。

2 給付金事務の概要

(1) 給付金の内容

札幌市で令和6年度個人住民税の課税対象となっている方のうち、定額減税可能額（※4）が、令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）又は令和6年度個人住民税所得割額を上回る方に対し、その差額の合計額を1万円単位で支給するもの。

※4 定額減税可能額…3万円（所得税分）又は1万円（住民税分）に減税対象人数（納税義務者本人、控除対象配偶者及び扶養親族（16歳未満を含む）の合計人数）を乗じた金額

(2) 給付金事務の流れ（別紙1参照）

ア 対象者の抽出

(ア) 財政局税政部市民税課から、住民税システムに登録されている令和6年度住民税課税情報から抽出・作成したデータ（以下「インプットファイル」という。）を受領する（別紙1：①②）。

(イ) 国が提供する「調整給付のための算定ツール」にインプットファイルを登録し、出力されたアウトプットファイルを委託業者Aに提供し、給付金の支給対象者を抽出する（別紙1：③④）。

(ウ) 抽出された支給対象者に係るアウトソーシングデータ（氏名、生年月日、住所及び性別並びに支給額データ）を委託業者Bに提供する（別紙1：⑤）。

イ 公金受取口座の照会

(ア) ア(イ)で支給対象者の課税情報が紐づく宛名は税宛名システムで管理し、税宛名システムは住民基本台帳ネットワークシステムと連携していることから、デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課が抽出・作成する、住民基本台帳ネットワークシステムに登録されている住民コード（※5）及び団体内統合宛名システムに登録されている団体内統合宛名番号の対応リストを受領し、ア(イ)で抽出された支給対象者について、対応リストから、市中間サーバでの照会に必要な照会用ファイルを作成する（別紙1：⑥）。

※5 住民コード…住民基本台帳に登録されている市民を一意に識別するキーのこと。

(イ) 市中間サーバにより、支給対象者の公金受取口座を照会する（別紙1：⑦）。

具体的には、市中間サーバに、団体内統合宛名番号及び照会情報を登録することで、団体内統合宛名番号が札幌市の機関別符号（特定個人情報に該当）に変換され、当該機関別符号が、中間サーバ・プラットフォームを経由する過程で照会先（デジタル庁）の機関別符号に変換され、当該機関別符号をキーとして、情報提供ネットワークシステムにより公金受取口座情報を取得し、当該口座情報が団体内統合宛名番号に紐づいた状態のデータが出力される。

(ウ) 出力された照会結果ファイルについて、団体内宛名統合番号を削除し、住民コードを付加した上で、委託業者Bに提供する（別紙1：⑧）。

ウ 給付金の支給

(ア) 委託業者Bが、支給対象者の公金受取口座の有無に応じて、支給のお知らせ（公金受取口座の登録あり）又は確認書（公金受取口座の登録なし）を送付する（別紙1：⑨）。

(イ) 支給対象者に対し、給付金を支給する（別紙1：⑩）。

(3) 給付金事務で使用するシステム

給付金事務において使用するシステムは以下のとおり。ただし、公金受取口座の照会のために使用する機関別符号を取り扱うのは、キの市中間サーバのみである。オ及びカの各システムにおいては特定個人番号（マイナンバー）を使用するが、オについては「住民基本台帳に関する事務における評価書」において、カについては「地方税の賦課徴収に関する事務における評価書」において、それぞれ本審議会で第三者点検を実施済みである。

また、デジタル庁が所管する各システムについては国において第三者点検を実施済みである。

ア 住民税システム

住民税課税情報を管理する市のシステムをいう。

イ 調整給付のための算定ツール

デジタル庁が提供する、住民税課税情報から給付金の支給額を算定するツールをいう。算定ツールは、デジタル庁が整備するクラウド上の自治体単位の専用領域にL G W A N（※6）接続し、インプットファイルを登録することにより、アウトプットファイルが出力される。

※6 L G W A N（Local Government Wide Area Network）…地方公共団体を相互に接続する行政専用の閉域ネットワーク。国が設置した閉鎖的な回線のため、特定個人情報の漏えいを防ぎ、行政機関同士で安全に通信することが可能である。

ウ 調整給付金システム

給付金の支給対象者等を管理するため、委託業者Aが構築したシステムをいう。

エ システム基盤（団体内統合宛名システム）

札幌市民の団体内統合宛名を住民コードにより管理する市のシステムをいう。

オ システム基盤（住民基本台帳ネットワークシステム）

札幌市民の氏名・住所・生年月日・転出入等を住民コードにより管理する市のシステムをいう。

カ システム基盤（税宛名システム）

札幌市の基幹系システムにおいて共通に利用される機能・情報を提供する市のシステムをいう。住民基本台帳ネットワークシステムの情報が連携されている。

キ 市中間サーバ

情報提供ネットワークシステムにより、公金受取口座を照会する市のシステムをいう。

第2 第三者点検について

1 特定個人情報ファイルについて

(1) 特定個人情報ファイルの名称

令和6年度札幌市定額減税補足給付金（調整給付）情報ファイル

(2) 特定個人情報ファイルの概要

情報提供ネットワークシステムによる公金受取口座の照会に当たり、給付金の支給対象者を抽出した上で、団体内統合宛名番号に公金受取口座の照会に必要な照会情報を付加した照会用ファイルを作成する。

照会用ファイルを情報提供ネットワークシステムに登録し、公金受取口座を照会する過程の中で、団体内統合宛名番号が機関別符号Aに変換される。当該過程が特定個人情報ファイルの保有に該当することから、特定個人情報保護評価の対象となる。

(3) 特定個人情報ファイルの取扱いについて

評価書のとおり（別紙2）

(4) 住民からの意見聴取の結果について

実施期間 令和6年6月27日から令和6年7月26日まで（30日間）

実施結果 別紙3のとおり

2 特定個人情報の保管方法及び保護措置等

(1) 札幌市での特定個人情報の保管方法

特定個人情報は、札幌市菊水分庁舎のオペレーション室に設置するサーバ機の磁気ディスクに記録・保管する。また、バックアップ用のデータは、磁気テープに記録し、サーバ機が設置されているオペレーション室に保管する。

保健福祉局総務部事務室内に設置するクライアント機（市中間サーバ端末）には、特定個人情報は保有されない。

(2) 特定個人情報の保護措置等

札幌市情報セキュリティポリシーを遵守し、特定個人情報の適正管理を徹底する。

ア サーバ機

サーバ機は、札幌市菊水分庁舎内のオペレーション室に設置する。庁舎の入退庁及びオペレーション室の入退室は、専用のICカードと電子錠により入退庁・入退室の管理を行う入退室管理システムと監視カメラにより常に監視・記録され、庁舎が無人となる場合は警報装置による警備が行われる。サーバ機は施錠されたサーバーラック内に設置されており、そのサーバーラックの鍵は電子錠で管理された鍵保管庫の中に保管される。

また、サーバ機は、専用パスワードによる操作者認証の機能のほか、操作履歴の保存や複数回パスワード入力誤りが生じた権限についてアカウントロックする機能を持つ。

データ消去は、保管年数を経過した情報をシステムで自動判別し、データベースから消去する。また、磁気ディスク等を廃棄する際には、データを消去した上で物理的に破壊し、復元不可能とする。

イ クライアント機

クライアント機へのログオンについては、職員個人に付与した認証機器（トークン）及びパスワードの組み合わせ又はＩＣカード及びパスワードの組み合わせにより、操作者単位でのアクセス制御を行う。また、職員ごとに、最低限必要とされる処理しか行えないよう、事務分掌に応じて操作権限を設定するとともに、帳票出力履歴やアクセスログを記録・抽出する機能を備え、不正操作の未然防止を図る。

ウ セキュリティ対策実施手順の作成

札幌市情報セキュリティポリシーに基づき、機器利用課における担当者等が遵守すべき事項や、特定個人情報の管理、セキュリティ対策についての具体的な手順を定める等、規程類の整備を行うとともに、担当職員に対して特定個人情報の保護に関する研修を行う。

エ ネットワーク

札幌市内部の専用ネットワーク回線を使用して、サーバ機とクライアント機の接続を行う。当該回線内は安全性を確保するため、外部との通信が遮断されており、サーバ機とクライアント機はいずれもインターネットに接続していない。また、デジタル戦略推進局情報システム部による管理・監視が行われている。

なお、給付金事務において特定個人情報は直接取り扱わないが、札幌市役所本庁舎３階保健福祉局総務部に置く専用ＰＣ（調整給付のための算定ツール）及び中間サーバ端末の利用については、行政専用の閉域ネットワークである専用回線（ＬＧＷＡＮ）を使用し、通信内容を暗号化しているほか、札幌市との境界にはファイアウォールを設置し、外部からの不正なアクセスを防いでいる。

第３ 添付資料

- １ 別紙１ 給付金事務の流れ
- ２ 別紙２ 評価書
- ３ 別紙３ 寄せられたご意見と本市の考え方

【別紙1】令和6年度札幌市定額減税補足給付金（調整給付）の支給に関する事務の流れ

令和6年12月 保健福祉局総務部調整担当課

①対象者の抽出

<財政局税政部市民税課>

- ①令和6年度住民税課税情報の抽出
- ②インプットファイルの作成



■住民税システム■

◆インプットファイル◆

- 統一コード
(住民コードの頭に100を付与)
- 個人4情報
(氏名・生年月日・住所・性別)
- R6住民税課税情報
(マイナンバーを含まない)

<保健福祉局総務部調整担当課>

③インプットファイルの登録



■調整給付のための算定ツール■

◆アウトプットファイル◆

- 統一コード
(住民コードの頭に100を付与)
- 個人4情報
(氏名・生年月日・住所・性別)
- 調整給付支給額情報
(マイナンバーを含まない)

委託業者A

④支給対象者の抽出



■調整給付システム■

※札幌市においても
同じシステムを使用

◆アウトソーシングデータ◆

- 個人4情報
(氏名・生年月日・住所・性別)
- 調整給付支給額データ
(マイナンバーを含まない)

②公金受取口座の照会

システム基盤



■団体内統合宛名システム■

団宛番号

連携



■住民基本台帳ネットワークシステム■

住民コード

個人番号

連携



■税宛名システム■

個人番号

団宛番号

照会情報

団宛番号

口座情報

<デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課>

<保健福祉局総務部調整担当課>

⑥照会用ファイルの作成

◆照会用ファイル◆

- 団宛番号 団体内統合宛名番号
- 情報照会者機関コード
- 情報提供者機関コード
- 事務コード
- 事務手続コード

調整給付支給額が発生した方のみ
公金受取口座を中間サーバで照会

◆照会結果ファイル◆

- 団宛番号 団体内統合宛名番号
- 口座情報 公金受取口座情報
(マイナンバーを含まない)

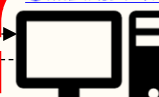
削除

付加

団宛番号

住民コード

⑦照会用ファイルの登録



■市中間サーバ■

変換

機関別
符号A

照会

照会
情報

機関別
符号A

照会
情報

変換

機関別
符号B



■中間サーバ・プラットフォーム■

機関別
符号B

照会
情報

口座
情報



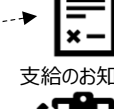
■情報提供ネットワークシステム■

国

デジタル庁

③給付金の支給

⑨書類の送付



支給のお知らせ

確認書

⑩調整給付金の支給



調整給付金

〔凡例〕
→ : 特定個人情報
→ : 特定個人情報以外

委託業者において個人番号（マイナンバー）は扱わない

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
	令和6年度札幌市定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
札幌市は、令和6年度札幌市定額減税補足給付金(調整給付)の支給業務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	—

評価実施機関名
札幌市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】
公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	令和6年度札幌市定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務
②事務の内容 ※	札幌市では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務」(令和6年2月16日デジタル庁・総務省告示第7号。以下「デジタル庁・総務省告示」という。)に規定する令和6年度物価高騰対策給付金の支給を実施するため、令和6年度札幌市定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務を行っている。 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表135の項により個人番号を利用することができるのは、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」とされており、デジタル庁・総務省告示では、「令和6年度物価高騰対策給付金(略)の支給を実施するための情報(略)の管理に関する事務」と定められている。 ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ○令和6年度札幌市定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務 ①調整給付対象者について、公金受取口座の登録有無を確認する。 ②公金受取口座の登録有無に応じて、書類(支給のお知らせ・確認書)を送付する。 ③返送された確認書に基づき、支給要件を確認する(支給のお知らせ対象者は書類の返送を要しない)。 ④調整給付の支給を行う。 《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)》 特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更もしくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

システム1

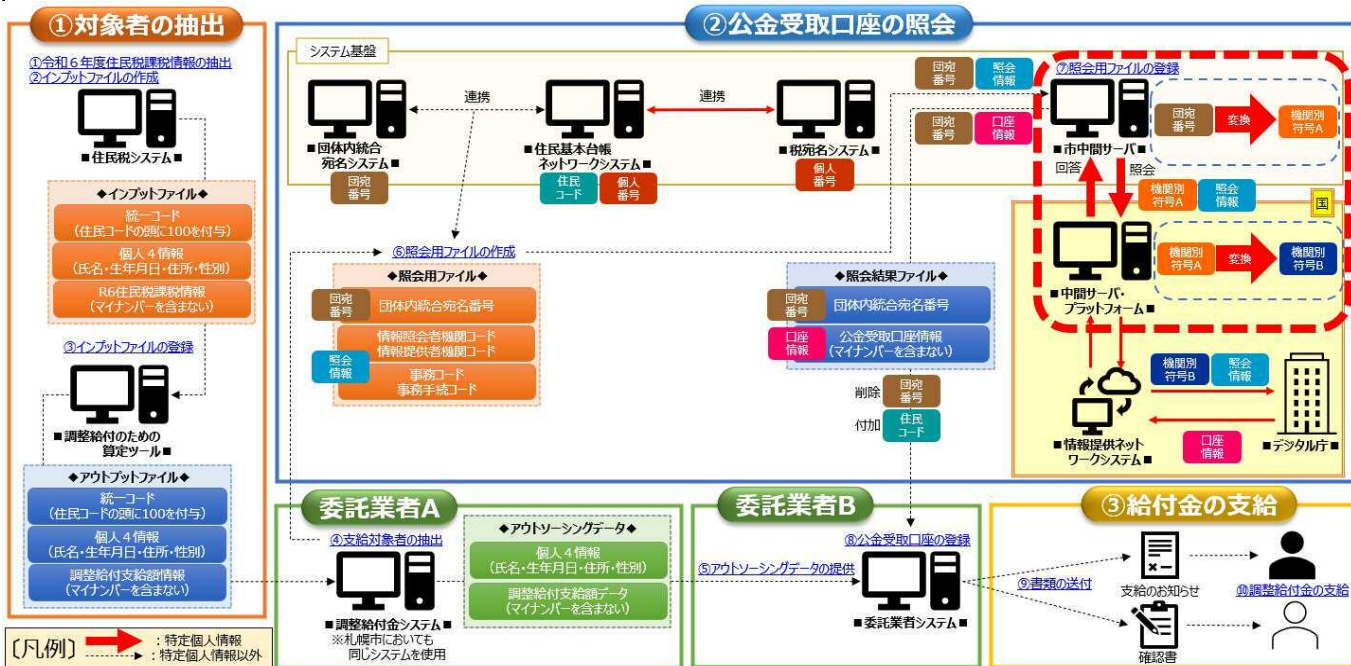
- 11 -

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバー)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。 1 中間サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会に関する連携を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合及び庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、フォーマットや、コードへ変換を行う。 3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。 4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。 ※中間サーバー・プラットフォーム…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」を含む。)のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。 ※中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」を含む。)のソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群のこと(ハードウェアは含まない。)
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本))
システム3	
①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (システム基盤(市中間サーバー、個人基本、税宛名))

システム4	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けているシステムに対してのみ行う。 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。 2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該異動データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3 システム基盤(市中間サーバ)への情報転送 番号法別表に基づき、世帯情報をシステム基盤(市中間サーバ)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名、税宛名))
システム5	
①システムの名称	システム基盤(税宛名)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し税業務(個人住民税等)で活用する。個人(及び法人)の宛名情報、対応記録及び口座情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務として把握した対象者について、税業務として管理している番号を連携する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム)
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	調整給付金システム
②システムの機能	支給対象者及び支給額のデータを管理し、支給対象者へ送付する書類の作成に必要なデータを出力する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム7	
システム8	
システム9	
システム10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
令和6年度札幌市定額減税補足給付金(調整給付)情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	支給対象者及び支給額を把握し、適正な管理を行うため。
②実現が期待されるメリット	迅速かつ効率的に給付金の支給を実施することができる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務(令和6年2月16日デジタル庁、総務省告示第7号)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項及び第162条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報(令和6年2月16日デジタル庁、総務省告示第8号)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局総務部調整担当課
②所属長の役職名	調整担当課長
8. 他の評価実施機関	
-	

(別添1) 事務の内容



(備考)

＜事務の流れ＞

- ① 住民税システムに登録されている住民税課税情報を抽出する。
 - ② ①で抽出したデータから、インプットファイルを作成する。
 - ③ ②で作成したインプットファイルを、調整給付のための算定ツールに登録する。
 - ④ ③で出力されたアウトプットファイルから、給付金の支給対象者を抽出する。
 - ⑤ ④で支給対象者となった方について、委託業者へアウトソーシングデータを提供する。
 - ⑥ ④で支給対象者となった方について、公金受取口座の照会用ファイルを作成する。
 - ⑦ ⑥で作成したファイルを、市中間サーバに登録する。
 - ⑧ ⑦で出力された照会結果ファイルから、団体内統合宛名番号を削除し、住民コードを付加した上で、公金受取口座情報を委託業者へ提供する。
 - ⑨ 支給対象者の公金受取口座の有無に応じて、支給のお知らせ又は確認書を送付する。
 - ⑩ 支給対象者に対し、給付金を支給する。
- ※ なお、委託業者が特定個人情報を取り扱うことはない。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

令和6年度札幌市定額減税補足給付金(調整給付)情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	調整給付の支給要否を判定する必要がある者	
	その必要性	調整給付の支給対象者を把握し、迅速かつ正確な給付金事業を実施するため。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (公金受取口座情報、支給口座情報)
	その妥当性	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報:支給要件確認のために保有 ② 口座情報:給付金の支給口座の確認を行うために保有
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和6年7月1日	
⑥事務担当部署	札幌市保健福祉局総務部調整担当課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 (デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課、 財政局税政部市民税課) ☒ 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()	
③入手の時期・頻度	☒ 住民基本情報 (入手元)デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課 (入手頻度・時期)随時 ☒ 地方税関係情報 (入手元)財政局税政部市民税課 (入手頻度・時期)対象者抽出時 ☒ 公金受取口座情報 (入手元)デジタル庁 (入手頻度・時期)対象者抽出時 ☒ 給付金支給口座情報 (入手元)本人又は本人の代理人 (入手頻度・時期)確認書提出時	
④入手に係る妥当性	入手頻度は必要最小限に限り、それぞれ以下のとおり入手している。 ☒ 住民基本台帳情報 支給対象者となる者を把握するために、住民基本台帳システムから入手している。 ☒ 地方税関係情報 支給対象者となる者を把握するために、住民税システムから入手している。 ☒ 公金受取口座情報 支給対象者について市中間サーバーを使用し、情報提供ネットワークシステムを通じて入手している。 ☒ 給付金支給口座情報 市で口座情報を把握していない場合及び公金受取口座以外の口座に給付金の支給を希望する場合に限り、本人又は本人の代理人から口座情報を取得している。	
⑤本人への明示	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条(令和3年法律第38号)において、特定公的給付の支給を実施しようとするときは、支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る当該判定に必要な情報その他の当該支給を実施するための基礎とする情報を個人番号を利用して管理することができることが規定されている。	
⑥使用目的 ※	調整給付の支給対象者を把握し、迅速かつ正確な給付金事業を実施するため。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	札幌市保健福祉局総務部調整担当課
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	調整給付の支給口座を照会するために使用する。	
	情報の突合 ※	—
	情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については実施しない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	—
⑨使用開始日	令和6年7月1日	

[illegible]

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[] 提供を行っている（ ）件　[] 移転を行っている（ ）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（ ）
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手することはないため、保管する機会が存在しない。
②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない [5年]
	その妥当性	札幌市公文書管理規則別表により、「会計経理に関する公文書」の保存期間は5年とされている。
③消去方法		情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手することはないため、消去する機会が存在しない。
7. 備考		
—		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

照会用ファイル（公金受取口座）
レコード識別番号
情報照会者機関コード
団体内統合宛名番号
照会側不開示コード
事務コード
事務手続コード
照会委任元機関コード
提供委任元機関コード
情報提供者機関コード
特定個人情報名コード
情報照会条件
特定個人情報の項目コード

照会結果ファイル（公金受取口座）	
団体内統合宛名番号	取りやめ日時
処理通番	取りやめ事由コード
中間サーバー受付番号	取りやめ事由
中間サーバー受付明細番号	照会処理結果メッセージ
情報照会者機関コード	処理通番の枝番
情報照会者機関名称	特定個人情報名コード
照会委任元機関コード	特定個人情報名
照会委任元機関名称	特定個人情報の版番号
部署コード	情報照会条件
部署名称	照会ステータス（特定個人情報名単位）
事務コード	照会ステータス（特定個人情報名単位）名称
事務名称	提供の日時
事務手続コード	中間サーバー等登録日時
事務手続名称	不開示コード
情報提供者機関コード	不開示コード名称
情報提供者機関名称	照会処理結果メッセージ
提供委任元機関コード	特定個人情報の項目コード
提供委任元機関名称	特定個人情報の項目名称
受付日時	特定個人情報の項目の版番号
提供の求めの日時	特定個人情報の項目の確定時点
有効期間終了日	特定個人情報の項目の修正日時
照会ステータス（明細単位）	情報提供内容
照会ステータス（明細単位）名称	情報提供内容名称
照会側不開示コード	未設定事由
照会側不開示コード名称	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
令和6年度札幌市定額減税補足給付金(調整給付)情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手することはない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手することはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手することはない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手することはない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手することはない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手することはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	1 給付金業務に関する宛名情報は、システム基盤(税宛名)に保存しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。 2 給付金業務以外との情報連携を行うためには、札幌市情報公開・個人情報保護審議会による点検など札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年条例第36号)に基づく手続きを行わなければならない。 3 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定する。 4 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人特定に必要な範囲に限定する。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	システム基盤(市中間サーバ)との連携は、番号制度に伴う、他の地方公共団体等との情報連携に必要な範囲に限定する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード(約30秒ごとに変化する)、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 発効管理 ① 職員ごとに必要最小限の権限が付与されるよう管理する。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門及びシステム保守担当部門が指定する対象者及び権限について、システム担当者が設定を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行っている。 2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効申請を行っている。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システム操作記録として、いつ、どのユーザが、誰の情報を、参照・更新したか、アクセスログを記録している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・外部記憶媒体へのコピーを禁止している。また、外部記憶媒体利用制御システムにより外部記憶媒体が作動しないようにすることで、情報の不正な持ち出しを禁止している。 ・システム操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用するに対する注意喚起を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 ・セキュリティ実施手順にシステム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

[○] 委託しない

情報保護管理体制の確認			
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法			
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法			
特定個人情報の提供ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法			
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法			
特定個人情報の消去ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ※1 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 ※2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 ※3 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、照会対象者の正確な特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4： 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜札幌市における措置＞ 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤（市中間サーバ）を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ※ 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー事業者が運用、監視・障害対応等の業務をする際に、特定個人情報に係る業務へアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他のリスク①:不正なアクセスがなされるリスク

＜札幌市における措置＞

情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成とすることにより、システムの仕組みとして、情報提供ネットワークシステム側から本市の各業務システムへのアクセスが不可能となるようにしている。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施される機能を有することにより、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止している。

その他のリスク②:情報提供用符号が不正に用いられるリスク

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

システム上、情報連携時にのみ符号を用いる仕組みになっており、不正な名寄せが行われることのないよう、安全性を確保している。

その他のリスク③:通信中の情報に対する不正なアクセスにより情報が漏えいするリスク

＜札幌市における措置＞

情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバー)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行うことにより、通信中の情報に不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

1 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。

2 中間サーバーと自治体等についてはVPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、自治体ごとに通信回線を分離することで、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。

3 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は暗号化されており、万が一通信中の情報に不正なアクセスがあったとしても容易に情報漏えいが起こらないよう対応している。

その他のリスク④:情報提供データベースに保存される情報が漏えいするリスク

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

1 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方自治体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、他の地方自治体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとすることで、保存された情報が漏えいすることのないよう、安全性を確保している。

2 地方自治体のみが特定個人情報の管理を行う仕組みとし、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報にアクセスできないようにしているため、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<札幌市における措置> 1 サーバ室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 2 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<札幌市における措置> 1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバ機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。 2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルを更新する。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号と同様の方法にて保管している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	保有する情報は異動があった場合に随時更新しており、更新していない場合は他の職員から判別可能であるなど複数人で確認できる体制にあることから、古い情報のまま保管されるリスクは小さい。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	1 保管年数を経過した情報は消去する。 2 磁気ディスク等の廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破砕等を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

Ⅳ その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的なチェック方法	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が順守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な内容	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査はすべての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うものとしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れてやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な方法	<札幌市における措置> 本給付金事務にかかわる職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	
3. その他のリスク対策		
<札幌市における措置> 情報システム部門が管理するサーバ室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市総務局行政部行政情報課
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求について受け付ける。
特記事項	札幌市ホームページに請求先、請求手続、費用等についての案内を掲載している。
③手数料等	[無 料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料。ただし、写しの交付を希望する場合は、交付費用の実費) 相当の負担が必要。納付方法は現金、納入通知書等による。
④個人情報ファイル簿の公表	[行 っ て い る] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	令和6年度札幌市定額減税補足給付金(調整給付)情報ファイル
公表場所	札幌市総務局行政部行政情報課
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市保健福祉局総務部調整担当課
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	札幌市ホームページ等で住民等からの意見の募集を実施する旨を周知し、ホームページ及び主要市有施設(区役所等)で全文を閲覧可能とする。
②実施日・期間	令和6年6月27日～令和6年7月26日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	・公金受取口座の制度に関するものとして、公金受取口座の登録がされていない方の申請方法や、札幌市と委託業者や金融機関との情報のやり取りについての問い合わせがあった。 ・本評価書案に関するものとして、委託業者が扱った個人情報の消去やリスク対策評価の基準についての問い合わせがあった。
⑤評価書への反映	リスク対策評価について見直しをしたほか、記載内容の加除修正を行った。
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務に係る特定個人情報保護評価書案について寄せられたご意見と本市の考え方

1 ご意見の募集期間

令和6年(2024年)6月27日(木)から令和6年(2024年)7月26日(金)まで

2 公表場所

(1) 市役所等での配布

ア 市政刊行物コーナー(市役所本庁舎2階)

イ 各区市民部総務企画課広聴係

ウ 各まちづくりセンター

エ 保健福祉局総務部総務課(市役所本庁舎3階)

(2) 札幌市公式ホームページでの公開

https://www.city.sapporo.jp/rinnjitokubetukyufukin/r6_pub-comment.html

3 ご意見の受付方法

ご意見募集フォーム／メール／郵送／FAX／持参

4 ご意見の内訳等

(単位:人・件)

内訳等	ご意見 募集 フォーム	メール	郵送	FAX	持参	合計
提出人数	-	1	-	-	-	1
提出件数	-	23	-	-	-	23

5 寄せられたご意見に対する本市の考え方

別紙のとおり

【お問い合わせ先】

札幌市保健福祉局総務部調整担当課

TEL:011-205-0692 FAX:011-205-0693

メールアドレス:kyufukin@city.sapporo.jp

市政等資料番号(未定)
AA-BBB-CC-DDDD

寄せられたご意見の概要と本市の考え方

(令和6年6月 27 日～令和6年7月 26 日実施)

1 制度等について

No.	寄せられたご意見(※1)	本市の考え方
1	今般の意見公募は、首相が突然言い出した住民税を含む定額減税に利用する、登録されたはずの公金給付口座、給付される住民の給付資格確認のために、特定個人情報(個人番号)保護評価が目的ということだろうか。	今回の意見募集は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 28 条に基づき、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、評価書を公示し、広く市民の意見を求めることを目的として実施するものです。
2	公金給付口座登録は先にマイナポイント 7500P交付(現在は終了)でマイナンバーカードを普及させたために、口座登録させた結果、多大なトラブルが続出したのは記憶に新しい。	
3	本人同意なく、金融機関が口座情報を調査することは違法ではないのか。	令和 6 年度札幌市定額減税補足給付金(調整給付金)は、全国的な事業であるため、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第 10 条の規定による特定公的給付として包括指定されています。 これにより、給付金事業を実施する地方自治体は、①給付金支給事務のために必要となる情報を取得・利用することや、②支給対象者の地方税情報及び公金受取口座情報を情報提供ネットワークシステムを通じて事前に取得することが可能となるため、本人同意は不要となります。なお、金融機関が口座情報を調査するものではありません。
4	口座名義人個人情報は、口座登録した金融機関に確認させるために提供されるということか。その場合の本人同意は不要なのか。	
5	公金給付登録口座が変更されていた場合には、従来通りの郵送申請によるのか？その場合に個人番号を記入させるようなことはあるのか？	マイナポータルに公金受取口座が登録されていない方へは、確認書を送付し、氏名・振込口座等を記載いただき、郵送により返送していただきます。 なお、確認書に個人番号を記載する欄はありません。
6	今般、給付対象者を絞りこむために、札幌市の住民税情報を審査する必要があるのではその人確認を個人番号で紐付けするが、口座名義人(カタカナ)の本人確認は必要なのか、その場合はどのように行うのか。	マイナポータルに登録する公金受取口座は本人名義の口座となっておりますが、公金受取口座の登録後、結婚等により姓が変更となる場合もあることから、振込口座名義人のカナ氏名の確認は不要と考えております。
7	コロナ定額給付のときは、マイナンバーシステム・個人番号カードによるよりも、郵送申請で行ったほうがスムーズに給付された自治体が多かったが、今回もいちいち対象者の口座確認するよりも、申請するほうが手間が省けるのではないか？	マイナポータルに公金受取口座を登録されている方へは、支給のお知らせを送付し、受給辞退や振込口座の変更希望がなければ、手続不要で支給することが可能です。 上記以外の方へは確認書を送付していますが、確認書の場合、振込口座等を記載し、必要書類と併せて返送する必要があることから、支給のお知らせの送付対象である方と比較して手続に係る負担が大きくなります。
8	公金給付一口座登録はマイナポータル(利用規約)なので、個人番号は使いません(安心してください)とあったと記憶している。したがってマイナポータルからいつでも登録変更・解除もできる。	マイナポータルでの公金受取口座の登録において、個人番号を直接入力することはありません。

9	委託業者は特定個人情報を取り扱わないとしながら、情報連携提供システムで特定個人情報を抽出し提供・紐付けは、情報漏洩の危惧がある。	受託業者へは公金受取口座の口座情報を提供しておりますが、提供するデータに、特定個人情報は含まれておりません。 また、情報提供ネットワークシステムによる照会にあたり、特定個人情報ではない団体内統合宛名番号を使用していますので、情報提供ネットワークシステムによる公金受取口座の照会において、特定個人情報を直接使用することはありません。
10	今般の資料では、委託事業者は特定個人情報は取り扱わないとなっているが、個人情報は個人番号に紐付けることと矛盾しないのか。データの取り扱いはデジタル庁なのか。	受託業者は、住民基本台帳及び住民税システムに登録されている個人番号以外の項目により、個人情報の紐づけを行っていますので、個人番号自体が個人情報と紐づくことはありません。
11	特定個人情報で紐付けられた個人データは5年間保管されるというが、どのように保管管理されるのか。漏洩した場合はどのような措置を取るのか(自治体から委託された「●●●●」(※2)がランサムウェア攻撃で個人情報、主に税情報が大量に漏洩流失している事件もある)。	受託業者は、特定個人情報を取り扱うことはないものの、本市との契約において、セキュリティ保全の責任者を設置し、個人情報に係る管理体制及び実施事項等のセキュリティ対策を講じることとしております。 そのため、受託業者は、個人情報を含むすべての情報資産について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全管理のために必要な措置を講じるものと認識しております。 なお、金融機関へは振込口座データを提供しておりますが、調整給付金振込後の振込口座データは、個人単位のデータとして残らないようにしています。 情報資産の取扱いについては、様々なリスクが想定されるところですが、評価書案に記載しているとおり、複数のセキュリティ対策を講じることで、個人情報の漏えい等の事故が発生しないよう努めてまいります。
12	流失漏洩した情報は取り戻すことは不可能(立証不可能の2次被害も)でありその情報に基づいて詐欺・強盗事件も多発している。	
13	自治体と金融機関との情報のやり取りはどのように行い、その後の情報の削除はどのように行われるのか。	
14	このパブコメの周知方法について:いつどのように広報したのか? 広報さっぽろにはいつ掲載したのか?	今回の意見募集は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条に基づき、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、評価書を公示し、広く市民の意見を求めることを目的として実施するものです。 市民の皆様の声を広く募集し評価書に反映させる必要があることから、配布場所として、①札幌市役所本庁舎2階市政刊行物コーナー、②各区市民部総務企画課広聴係、③各まちづくりセンター等、④保健福祉局総務部総務課(札幌市役所本庁舎3階)を設置し、ご意見の募集方法として、①札幌市公式ホームページご意見募集フォーム、②メール、③郵送、④FAX、⑤持参により受付をしました。 なお、評価書案の意見募集が必要となる対象人数(情報提供ネットワークシステムにより公金受取口座の照会を行う人数)が基準(30万人以上)を上回ることが確定したのが6月中旬頃であったことから、給付金支給事務スケジュール等を踏まえ、広報さっぽろには掲載せず、札幌市公式

	ホームページを更新し広く周知を図ったところです。
--	--------------------------

(※1)寄せられたご意見は、ご意見の趣旨を損ねない範囲で文言を整理しております。

(※2)特定の企業名が記載されていたため非表示としております。

2 特定個人情報保護評価書案について

No.	寄せられたご意見(※3)	本市の考え方
1	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 4月1日施行の「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」第10条を根拠にして、調整給付の支給要否を判定する必要がある者を抽出するための個人番号紐付け(特定個人情報)で「迅速かつ正確に給付事業を実施するため」ということだが、これまでも「誤登録」トラブルが多かったシステムだけに、かえって事務負担、費用対効果に疑問があるのではないか。この根拠は義務なのか。	マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。 調整給付金の支給において、マイナポータルに登録されている公金受取口座を活用することは、支給対象者においては、書類の返送等が不要となり手続きが簡素化されるというメリット、本市においては、必要書類の確認が不要となり効率的な事務ができるというメリットがあり、迅速かつ正確な給付金の支給に繋がるものと認識しています。
2	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 多額の税金をつぎ込んだのに利用されていないと会計検査院から指摘された「情報提供ネットワークシステム」でデジタル庁に情報を提供するという連携、法規律の無いマイナポータル(利用規約)公金受取口座登録に疑問がある。	
3	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 マイナポータル・ICチップ(発行番号履歴管理)に登録だから「個人番号は使わない」、は虚偽説明だったのか？	マイナポータルでの公金受取口座の登録において、個人番号を直接入力することはありません。
4	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 「委託事業者」(8P 事業の内容)が扱った情報は終了後、いつだれによって完全に消去されるのか、それを札幌市はデータ完全消去・破砕を確認し公表するべきだ。	受託業者との契約において、受託者は委託業務の終了時に、個人情報を返還、消去又は廃棄しなければならないと規定し、消去又は廃棄する場合は、事前に廃棄方法及び処理予定日を書面により本市へ申請し、承諾を得た上で適切に処理することとしています。
5	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 リスク対策は十分か:「十分である」が多いが「特に力を入れている」との差が不明。	本市ではこれまでも個人情報の保護について取り組んでいますので、必要十分な対策を講じているものについては「十分である」、継続して力を入れて対策を講じているものについては「特に力を入れている」と評価しています。今後につきましても、リスク対策については、必要に応じて見直しを進めてまいります。
6	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 最近では世界最大企業のWindowsセキュリティソフト(ウイルス監視ソフトクラウド)更新で全世界で起動が止まった事件があるが、セキュリティ対策は本当に大丈夫と言えるのか。	情報資産の取扱いについては、様々なリスクが想定されるところですが、評価書案に記載しているとおり、複数のセキュリティ対策を講じることで、個人情報の漏えい等の事故が発生しないよう努めてまいります。
7	Ⅳその他のリスク対策 自己点検:ヒューマンエラーがいたるところで多い中、「十分である」の記載が多いが、「特に力を入れている」との差	本市ではこれまでも個人情報の保護について取り組んでいますので、必要十分な対策を講じているものについては「十分である」、継続して力を入れて対策を講じている

	は何か。	ものについては「特に力を入れている」と評価しています。今後につきましても、リスク対策については、必要に応じて見直しを進めてまいります。
8	IVその他のリスク対策 特定個人情報とはたび漏洩流出すれば取り返しがつかないうえに責任の所在が明らかになっていない。	個人情報の漏えい等の事故が発生した場合における責任の所在については、個別具体的な内容となるため、事故の内容を精査した上で判断するものと認識しています。
9	IVその他のリスク対策 国の施策が必ずしも正しいとは限らず、札幌市は市民の安全を損ないかねない事態があることを自覚して地方自治権を発揮するべきだ。	マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。 調整給付金の支給は全国一律で実施することが決定されていることから、必要なセキュリティ対策等を講じた上で、国からの通知及び法令等に則り進めてまいります。

(※3)寄せられたご意見は、ご意見の趣旨を損ねない範囲で文言を整理しております。

情報公開 令和5年度実施状況について

●件数及び処理内容(過年度との比較)

年度	区分	請求・申出件数	処理件数									公開率
				公開	一部公開	非公開	不存在	存否応答拒否	取下げ	却下	処理中	
R3	公文書公開	394	658	97	202	1	65	2	275	0	16	99.01%
	出資団体等	6	6	2	1	0	0	0	3	0	0	100.00%
	合計	400	664	99	203	1	65	2	278	0	16	99.02%
R4	公文書公開	308	515	59	155	3	14	1	279	0	4	98.17%
	出資団体等	7	7	0	1	0	0	0	6	0	0	100.00%
	合計	315	522	59	156	3	14	1	285	0	4	98.17%
R5	公文書公開	307	664	59	153	2	15	2	399	24	10	98.15%
	出資団体等	19	21	1	10	0	1	0	9	0	0	100.00%
	合計	326	685	60	163	2	16	2	408	24	10	98.24%

■**処理件数**: 公開請求に対する公開・非公開等の決定や取下げの件数をいう。1件の公開請求に複数の課が対応した場合、処理件数が請求件数を上回る。

■**公開率**: (公開+一部公開の件数)/(公開+一部公開+非公開+存否応答拒否の件数)×100
この場合の件数は、処理件数をいう。

※処理件数の内訳(公開～処理中)は、各年5月31日時点の処理状況を表示している。

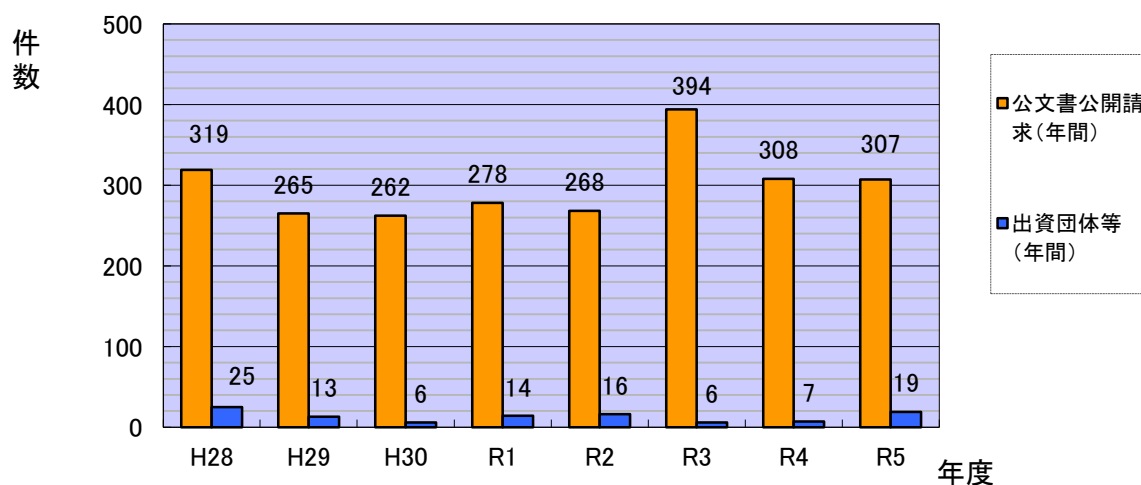
●令和5年度の傾向

請求件数は前年度と同水準であるが、処理件数は前年度より増加している。

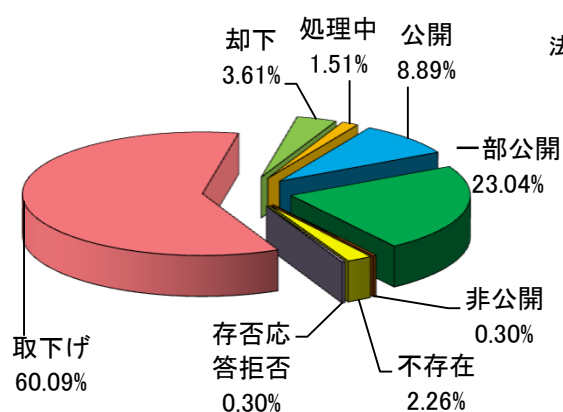
また、取下げ件数も過去2年と比べて増加している。

なお、却下(権利の濫用による全部非公開)が24件あった。

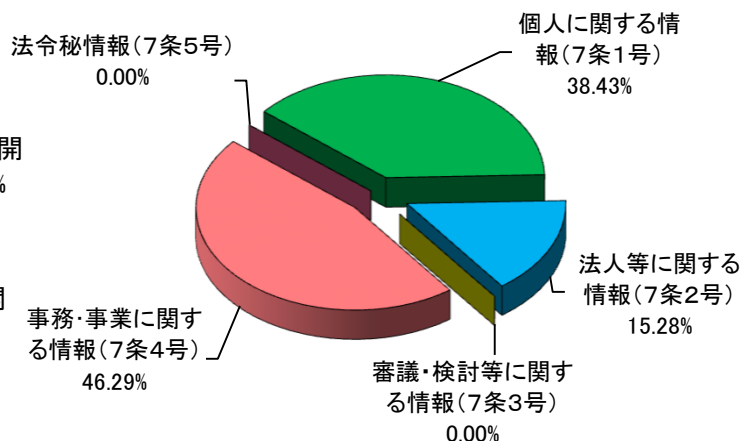
●請求・申出件数の推移



●公開請求等の処理内容



●非公開条項の適用(公開請求のみ) (一部公開・非公開)

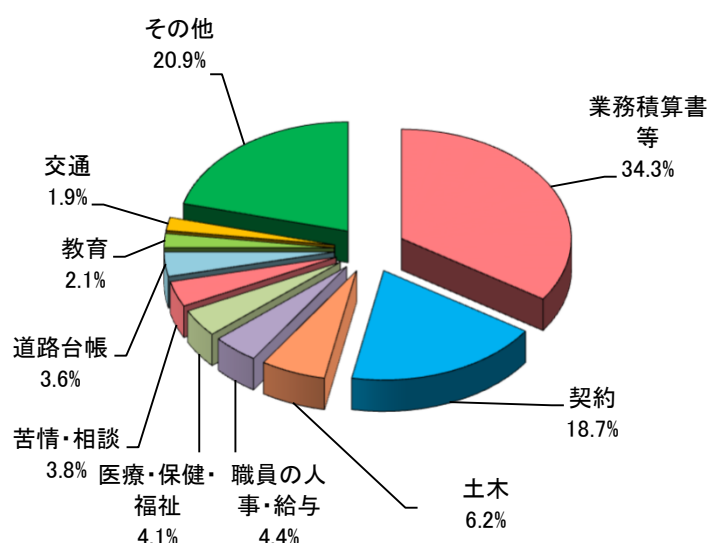


●実施機関・局別請求内容

実施機関/局	処理 件数	比率	主な対象情報	R4 処理件数	増 減
市 長					
会計室	0	0.0%		0	—
危機管理局	2	0.3%		0	↑
総務局	69	10.4%	オンブズマン関係、積算単価関係、懲戒関係	50	↑
デジタル戦略推進局	6	0.9%	契約関係	3	↑
まちづくり政策局	15	2.3%	新幹線関係、ノンステップバス関係	19	↓
財政局	27	4.1%	積算単価関係、税関係	25	↑
市民文化局	43	6.5%	指定管理者関係、積算単価関係	12	↑
スポーツ局	17	2.6%	オリンピック・パラリンピック関係、札幌ドーム関係	16	↑
保健福祉局	67	10.1%	新型コロナウイルス・ワクチン関係、積算単価関係	48	↑
子ども未来局	24	3.6%	契約関係、保育施設関係	20	↑
経済観光局	10	1.5%	契約関係、観光事業関係	7	↑
環境局	27	4.1%	契約関係、野生動物関係	15	↑
建設局	51	7.7%	道路台帳、契約関係、工事関係	44	↑
下水道河川局	37	5.6%	積算単価関係	29	↑
都市局	27	4.1%	積算単価関係、建築関係	23	↑
区役所(10区合計)	125	18.8%	契約関係、工事関係、勤怠関係	104	↑
小 計	547	82.4%		415	↑
教育委員会	42	6.3%	いじめ関係、積算単価関係、懲戒関係	34	↑
選挙管理委員会	1	0.2%	投票事務関係	1	—
人事委員会	1	0.2%	職員関係	1	—
監査委員	0	0.0%		0	—
農業委員会	0	0.0%		0	—
固定資産評価審査委員会	0	0.0%		0	—
交通事業管理者	40	6.0%	積算単価関係、市電関係、地下鉄関係	24	↑
水道事業管理者	10	1.5%	積算単価関係	17	↓
病院事業管理者	1	0.2%	労働関係	1	—
消防長	17	2.6%	救急出動関係、積算単価関係	15	↑
議会	1	0.2%	議事録関係	4	↓
札幌市立大学	0	0.0%		0	—
その他	4	0.6%	※担当課を特定する前に、取下げになったもの。	3	↑
合 計	664	100.0%		515	↑

●分野別処理状況

項 目	処理件数
業務積算書等	228
契約	124
土木	41
職員の人事・給与	29
医療・保健・福祉	27
苦情・相談	25
道路台帳	24
教育	14
交通	13
その他	139
合計	664



個人情報 令和5年度運用状況について

●件数及び処理内容(過年度との比較)

年度	区分	請求・申出件数	処理件数	開示	一部開示	非開示又は不開示	不存在	存否応答拒否	取下げ	却下	処理中等	開示率
3	個人情報	84	107	42	40	0	3	0	22	0	0	100.0%
	死者情報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	合計	84	107	42	40	0	3	0	22	0	0	100.0%
4	個人情報	82	97	39	33	0	10	0	8	0	7	100.0%
	死者情報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	合計	82	97	39	33	0	10	0	8	0	7	100.0%
5	個人情報	64	89	39	34	0	3	0	10	0	3	100.0%
	死者情報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	合計	64	89	39	34	0	3	0	10	0	3	100.0%

■**処理件数**: 開示請求に対する開示・非開示等の決定や取下げの件数をいう。1件の開示請求に複数の課が対応した場合、処理件数が請求件数を上回る。

■**開示率**: (開示+一部開示の件数) / (開示+一部開示+不開示+存否応答拒否の件数) × 100
この場合の件数は、処理件数をいう。

●令和5年度の傾向

■**請求件数**: 昨年度に比べ減少している。

■**処理件数**: 昨年度に比べ減少している。

■**開示率**: 全部不開示事案はない。

■**請求内容の特色**: 住民票等・戸籍証明請求書や診療報酬明細書(レセプト)に係る請求に加え、いじめ等に関する請求が多かった。

ア 住民基本台帳・戸籍に関連した文書

住民票等・戸籍証明請求書

イ 保健福祉に関連した文書

診療報酬明細書(レセプト)、生活保護関係書類(ケース記録)など

ウ その他

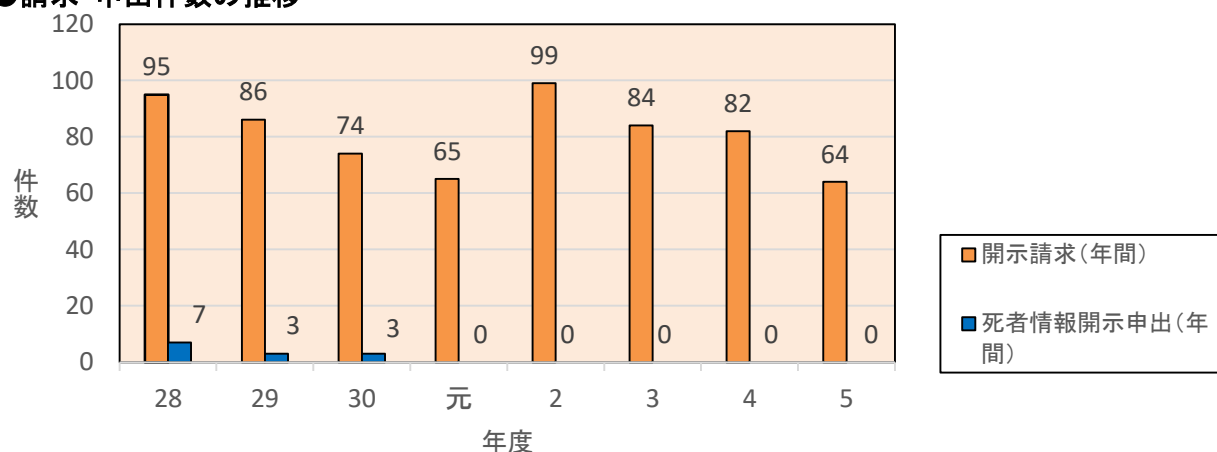
自分の子のいじめに係る文書など

※「処理中等」の3件については、形式上の不備による補正を要求したもの及び決定期間の特例延長を適用したもの。

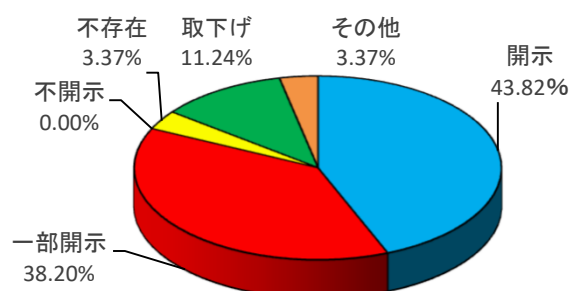
■**訂正請求**: 1件請求があった。

■**利用停止請求**: 1件請求があった。

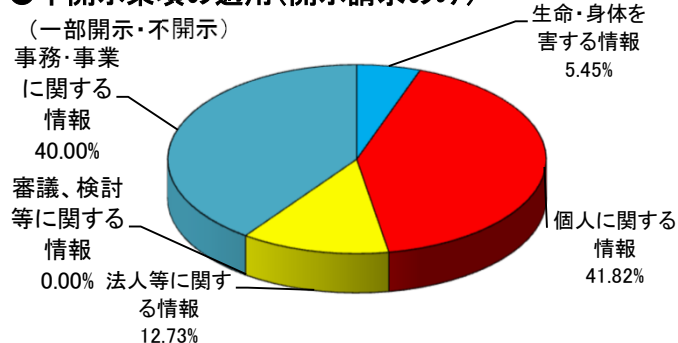
●請求・申出件数の推移



●開示請求の処理内容



●不開示条項の適用(開示請求のみ)



●実施機関・局別開示請求内容

実施機関/局	R5年度 処理件数	比率	主な対象情報	R4年度 処理件数	増 減
市 長					
会計室	0	0.0%		0	—
危機管理局	0	0.0%		0	—
総務局	1	1.1%	自分のレセプト(形式上の不備により不開示決定)	5	↓
デジタル戦略推進室	10	11.4%	自分の住民票等証明請求書及び戸籍証明請求書	5	↑
まちづくり政策局	0	0.0%		0	—
財政局	1	1.1%	自分の名寄兼賦課台帳及び固定資産評価証明書の請求書	1	—
市民文化局	0	0.0%		0	—
スポーツ局	1	1.1%		0	↑
保健福祉局	23	26.1%	自分のレセプト、自分の医療保護入院に係る文書	32	↓
子ども未来局	4	4.5%	児童相談所が保有する自分の記録	0	↑
経済観光局	0	0.0%		0	—
環境局	0	0.0%		0	—
建設局	1	1.1%	土木センターにある自分に関わる文書(本庁に送付した内容も含む)	0	↑
下水道河川局	0	0.0%		0	—
都市局	0	0.0%		1	↓
中央区	7	8.0%	自分の住民票等証明請求書及び戸籍証明請求書、自分の生活保護ケース記録	5	↑
北区	3	3.4%		0	↑
東区	3	3.4%	自分の住民票等証明請求書	1	↑
白石区	2	2.3%	自分の住民票等証明請求書及び戸籍証明請求書、自分の生活保護ケース記録	6	↓
厚別区	4	4.5%	厚別区保健福祉課が保有する自分の個人情報	10	↓
豊平区	2	2.3%	自分の住民票等証明請求書及び戸籍証明請求書、自分の生活保護ケース記録	4	↓
清田区	0	0.0%	自分の住民票等証明請求書及び戸籍証明請求書	3	↓
南区	4	4.5%	自分の住民票等証明請求書及び戸籍証明請求書	3	↑
西区	1	1.1%	自分の住民票等証明請求書及び戸籍証明請求書	7	↓
手稲区	0	0.0%		0	—
小 計	67	76.1%		83	↓
教育委員会	21	23.9%	自分の子のいじめに係る文書、自分の子の指導要録	13	↑
選挙管理委員会	0	0.0%		0	—
人事委員会	0	0.0%		0	—
監査委員	0	0.0%		0	—
農業委員会	0	0.0%		0	—
固定資産評価審査委員会	0	0.0%		0	—
病院事業管理者	0	0.0%		0	—
交通事業管理者	0	0.0%		1	↓
水道事業管理者	0	0.0%		0	—
消防長	0	0.0%		0	—
議会	0	0.0%		0	—
札幌市立大学	0	0.0%		0	—
合 計	88	100.0%	※ 形式上の不備により補正中のもの1件を除く。	97	↓

●分野別処理状況

項 目	処理件数
医療・保健福祉	46
教育	21
住民基本台帳・戸籍	17
消防	0
税	1
その他	3
合計	88

※ 形式上の不備により補正中のもの1件を除く。

